

平成28年度6月（第3回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

平成28年6月28日（火） 午後2時00分～午後4時00分

2 場 所

光市教育委員会1階ホール

3 出席委員

永岡委員長、河村委員、寺崎委員、中西委員、能美教育長

4 事務局

蔵下教育部長、和田学校教育課長、奥屋学校教育課主幹、弘文化・社会教育課長兼人権教育課長、村崎体育課長、穂山図書館長、呉橋学校給食センター所長、西村子ども家庭課長、太田教育総務課長、久岡教育総務課管理係長、大隅学校教育課学務係長、弘中人権教育課人権教育係長、荒川文化・社会教育課社会教育係長、久山文化・社会教育課文化振興係長、前田図書館業務係長、松岡学校給食センター業務係長、三好体育課体育係長、影土井教育総務課経理係長

5 教育長報告

- (1) 市民対話集会について
- (2) 小中学校特別支援学級交流会について
- (3) 図書館40周年記念講演について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第1号 光市私立幼稚園奨励費補助金交付要綱の一部改正について

(ア) 概 要

平成28年度幼稚園就園奨励費補助金等に係る国庫補助金の限度額等の改正に伴い、補助対象区分及び補助限度額等を改正するため、本案を提出。

(イ) 内 容

全ての子どもに質の高い幼児教育を保証するため、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減を図り、幼児教育無償化に向けた取組みを段階的に推進するため、当該要綱を改正するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第2号 光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱の制定について

(ア) 概 要

光市立学校の将来の在り方に関する基本構想の策定にあたり、有識者や学校関係者等で構成する会議を設置するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり、必要な要綱について制定するもの。

(ウ) 議 決

全員一致で承認される。

※議案第3号及び第4号は関連があることから、一括して審議。

**ウ 議案第3号 第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会委員の委嘱について
議案第4号 光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員の任命について**

(ア) 概 要

第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会設置要綱（以下「懇話会設置要綱」という。）に基づき、第三次光市子どもの読書活動推進計画策定懇話会委員（以下「懇話会委員」という。）を委嘱するため、及び光市子どもの読書活動推進計画庁内委員会設置要綱（以下「庁内委員会設置要綱」という。）に基づき、光市子どもの読書活動推進庁内委員会委員（以下「庁内委員会委員」という。）を任命するため、本案を提出。

(イ) 内 容

懇話会設置要綱に基づき、委嘱の日から計画が策定されるまでの任期において、10名の懇話会委員について委嘱するもの。

また、庁内委員会設置要綱に基づき、任命の日から平成34年3月31日までの任期において、同要綱に掲げる課等の職員について庁内委員会委員を任命するもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

懇話会委員について、男性の委員が少ないが、どのように人選しているのか。

② 回 答

男女を問わず人選している。様々な角度からご意見をいただき、今後の活動に生かしていきたいと考えている。

① 意 見

庁内委員会設置要綱第2条に、所掌事項として点検・評価に関する記載があるが、具体的にどのように点検・評価をするのか。

② 回 答

各課において実施計画を策定・推進しているが、年度終了後に、事業の検証を行い、次年度の計画に反映できるようにしている。その検証段階において点検・評価を行っている。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

エ 報告第1号 光市青少年問題協議会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局より報告。

(イ) 内容

光市青少年問題協議会条例に基づき、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間の任期において、20名の委員を委嘱したことについて報告するもの。

オ 報告第2号 平成28年第2回光市議会定例会一般質問要旨について

(ア) 概要

平成28年第2回光市議会定例会一般質問要旨について、教育長より報告。

(イ) 内容

上記、概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

質問にある「コミュニティ・スクールからクリエイティブスクールへ」とはどのようなものか。

② 回答

他県の施設を視察されたうえでのご質問で、光市においても、若い世代が地元の芸術家等と交流しながら創作活動を通して創造性を伸ばすことができる、そうした目的意識を持った拠点を作れないかという趣旨のお尋ねであった。

カ 報告第3号 区域外就学の承認について

(ア) 概要

区域外就学の承認について、事務局より報告。

(イ) 内容

区域外就学の協議及び申請のあった3名を承認したことについて報告するもの。